

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

(4) 川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

資料 1 川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

資料 2 川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）に伴う
市民意見募集について

臨海部国際戦略本部

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

1. 趣旨

- （１）「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」及び「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」について、制度運用期間が令和７年度までとなっていることから、制度策定から５年が経過した現時点における川崎臨海部を取り巻く経済状況・社会情勢等や、課題等を明らかにし、今後の制度の見直しを行うものである。
- （２）「川崎臨海部研究開発機能強化補助金（イノベート川崎ネクスト）」について、令和９年度の南渡田地区まちびらきに向けて、対象となる賃貸Ｒ＆Ｄ施設の計画が具体化してきたことから、テナント事業者向けの補助制度の運用開始に当たって、その具体的な要件等を設定する。

2. 現行の川崎臨海部投資促進制度について（概要）

（１）川崎臨海部産業競争力強化促進補助金

ア 概要

川崎臨海部に長年立地する企業が事業所の高度化・高機能化を目的として設備投資を行う場合に補助金を交付

イ 対象

- （ア）川崎臨海部で３０年以上操業している事業者
- （イ）製造業

ウ 要件等

- （ア）投下固定資産額（土地、家屋、償却資産）が２０億円以上
- （イ）『事業所、研究所、工場の新設、増設、更新』または、『生産能力増強、合理化、製品の研究開発等を目的に、生産設備を新設、増設、更新』
- （ウ）導入設備は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与するものであること

エ 補助金額

- （ア）補助対象経費の３％に相当する額以内（５年の分割交付）
- （イ）研究所の設備投資等に係る場合は、補助対象経費の５％に相当する額以内（５年の分割交付）
- （ウ）補助金上限額は５億円

オ 制度運用期間

令和３年度～令和７年度（５年間）

（２）川崎臨海部土地利用整序化奨励金

ア 概要

川崎臨海部にある土地を売却した後に、当該地で新たに製造業が操業を始めた場合、土地売却企業に奨励金を交付

イ 奨励金額

当該土地及び当該土地に存する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の額（１年分）に相当する額以内

ウ 制度運用期間 令和３年度～令和７年度（５年間）

（３）イノベート川崎ネクスト

ア 概要

川崎臨海部の中で戦略的に土地利用を推進する地域において、研究開発拠点の形成に資する研究所等の新設に係る経費に対し、補助金を交付

イ 対象地域 キングスカイフロント及び南渡田地区

ウ 主な要件等

	投下固定資産額	補助率	補助限度額
自社活用型	【大企業】 ５０億円以上	１２％	２０億円
	【中小企業】 ５億円以上	９％	
賃貸Ｒ＆Ｄ型	【大企業】 ２０億円以上 【中小企業】 ５億円以上	６％	

エ 制度運用期間 令和５年度～令和９年度（５年間）

川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

3. 現行制度（川崎臨海部産業競争力強化促進補助金）についての検証

（1）制度策定（令和2（2020）年）当時の背景、課題等

① 背景（制度策定当時）

川崎臨海部は、石油・化学といった素材産業を中心に日本有数のコンビナートを形成しており、本市の製造品出荷額の7割を占める一大産業拠点である。また、生産設備へ巨額の投資が行われ、全市の償却資産の約半数を占めるなど、本市経済を支えるエンジンともいべき極めて重要な地区である。

しかしながら、これまで川崎臨海部を支えてきた**基幹産業の国内需要の減少やそれに伴う業界再編、既存工場群の設備老朽化、土地利用転換の進展など、立地企業を取り巻く環境は大きな変化の波**に晒されており、この状況を打破するためには、川崎臨海部の**基幹産業の高機能化を図る取組が不可欠**である。

② 課題（制度策定当時）

既存施設・設備の**老朽化**による生産効率の低下

市場縮小等に起因する生産規模の縮小・ラインの一部停止

機能転換・事業効率化等により、**未利用施設・設備**が増大

策定当時に想定された事態

ア 企業撤退等のリスクの増加

- ・ 産業構造の転換が進まないことによる、地域産業の空洞化が起こる。
- ・ 低未利用地の増加や事業所閉鎖などへのリスクが高まる。
- ・ 事業撤退等によりコンビナート構図が崩れ、エリア全体の地盤沈下へつながる。

イ 災害対応力の低下

- ・ 川崎臨海部における災害・事故は、被害規模が大きく周辺企業の操業にも影響する。
- ・ 臨海部の安全性の一層の向上に向け、地域全体の底上げが不可欠と言える。

ウ 温室効果ガスの排出量削減に向けた取組の停滞

- ・ カーボンニュートラルの取組が遅れることで、立地優位性の低下につながる。
- ・ 本市の二酸化炭素排出量の多くは産業系に由来しており、臨海部の果たすべき役割は大きい。
- ・ 老朽設備のメンテナンスだけでは取組の進展は困難である。

エ 市税収入の減少

- ・ 川崎臨海部の法人が納める4税目の合計は、全市の約4割近くを占める。
- ・ 制度策定当時、過去10年の税収は減収または横ばい傾向にあった。
- ・ 市税収入の減少は、市民サービスや雇用の低下に直結する。

川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

（２）現行制度の効果（川崎臨海部産業競争力強化促進補助金）

① 投資喚起

- 制度運用開始（令和３年度）から、これまで **６件の申請に対して交付を決定**
- 制度利用の企業へのヒアリングの結果、５件の申請について、**本補助金が当該設備投資の判断材料となった**と回答

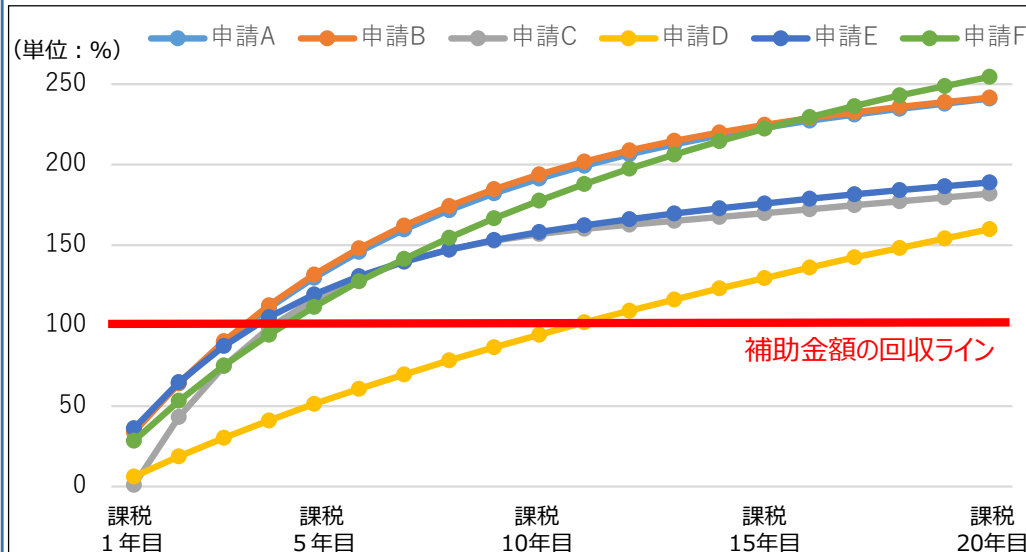
※回答のなかった１件については、比較的規模の小さい投資であったため、重要な判断材料として、経営者への説明に至らなかった。

② 税収効果

- 交付決定６件の新規設備投資額は合計**約７５３億円**（制度策定時の目標：５年間で６１３億円）、交付決定額は約１８.２億円
- 交付決定６件の設備投資に伴う**税収累計見込額（２０年間）と補助金合計額の差は約１９.７億円**

各案件ごとの税収累計のシミュレーション

- ア) 交付決定額を１００％としたときの税収累計見込額の推移
イ) 課税開始から４年目～１１年目の間で税収累計見込額が交付決定額を上回る見込み。



③ 高度化・高機能化

- 設備を増強することで**生産能力が向上**し、産業競争力を強化
- 新規技術等に関する研究開発への投資により**事業の高機能化を促進**

ア 各案件ごとの高度化等に資する事業概要

- ア) 生産設備の増強や、設備の更新による生産効率の向上により、約１.１倍～１.６倍の生産能力の向上が見込まれている。
イ) 新規事業への研究開発への投資の他、企業間連携やオープンイノベーションを推進する施設への投資が行われている。

申請	高度化・高機能化の内容	効果
A	生産設備の増強	【生産能力の向上】 作業能力が 約１.６倍
B	既存生産設備の改造と新規設備の導入	【生産能力の向上】 作業能力が 約１.１倍
C	生産設備の増強	【生産能力の向上】 生産量が 約１.４５倍
D	新規事業の開発	【新規事業の開発】 【オープンイノベーション】
E	製品貯槽・出荷等の設備増強	【生産能力の向上】 生産量が 約１.３倍
F	新規事業の創出と研究開発	【新規事業の開発】 【オープンイノベーション】

④ 温室効果ガス排出量の削減への寄与

- 設備投資により、施設の**省エネ化や生産工程の効率化を推進**
- 総量または生産量原単位あたりの温室効果ガス排出量の削減に寄与

ア 各案件ごとの温室効果ガス排出量の削減率

	申請A※３	申請B	申請C※３	申請D	申請E※３	申請F
削減率	-2.3%	-6.0%	-7.1%	-6.0%	-16.1%	-2.9%

$$\text{温室効果ガス排出量の削減率（％）} = \frac{\text{計画年度（t-CO}_2\text{）} \times 2 - \text{基準年度（t-CO}_2\text{）} \times 1}{\text{基準年度（t-CO}_2\text{）}}$$

※１ 基準年度：設備投資を行う前の年度における数値（実測値）

※２ 計画年度：設備投資後の年度における数値（推定値）

※３ 申請A、C、Eについては、生産量原単位あたりの温室効果ガス排出量の削減率として記載

川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

（３）川崎臨海部に立地する企業を対象としたアンケート調査結果

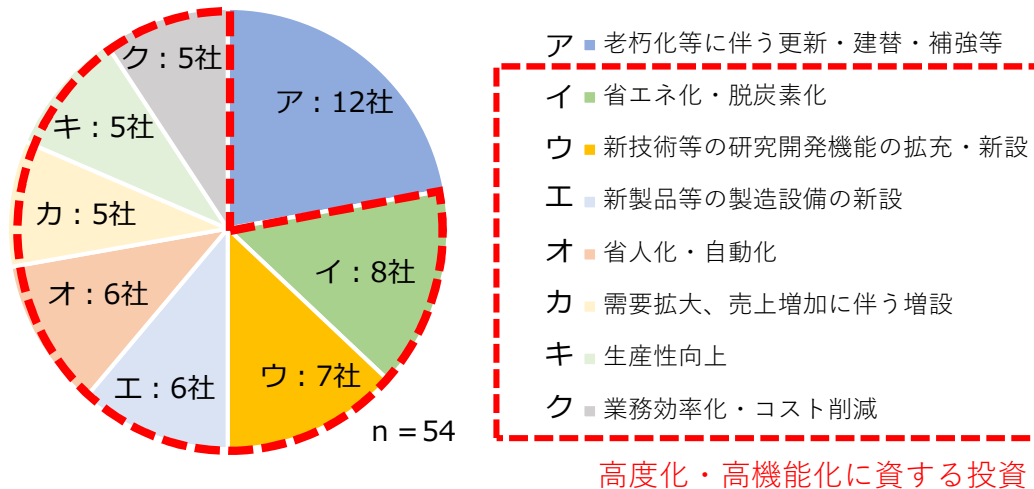
【アンケート調査概要】

実施期間：令和７年６月～９月

対象事業者：川崎臨海部に立地する主な製造業、発電事業者

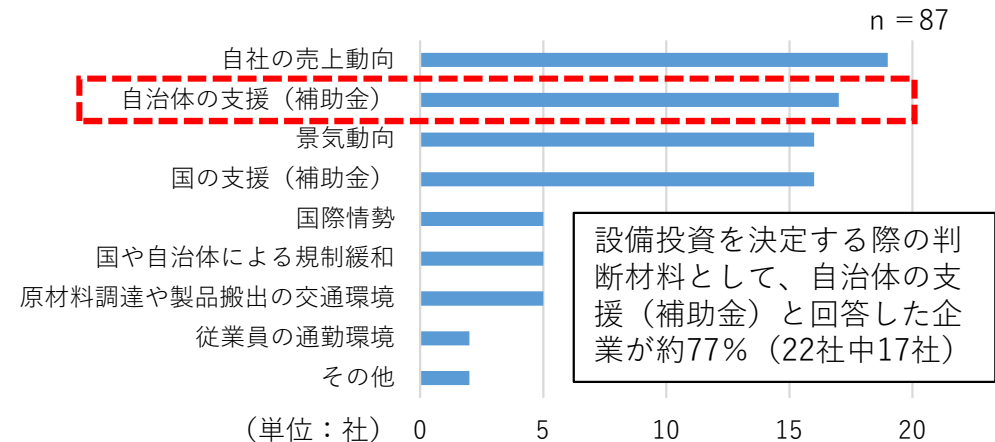
回答数：22社／25社

① 設備投資を行う目的について ※複数回答



- 設備投資を行う目的として「老朽化等に伴う更新・建替・補強等」と回答した企業が約55%（22社中12社）
- 設備投資を行う目的として、高度化・高機能化に資する投資内容を選択した回答数が約78%（述べ回答数54件のうち、42件）
- 「老朽化等に伴う更新・建替・補強等」と回答した12社のうち、11社が高度化・高付加価値化に資する投資についても複数回答

② 設備投資を決定する際の判断材料について ※複数回答



③ その他の主な意見

- カーボンニュートラル等の改善目的などに対する「インフラ投資」は、利益が出にくい投資となりやすい。市が目指す方向性を踏まえた設備投資を対象にして、補助を受けることができれば投資がしやすくなる。
- 水素の活用を検討している中で、そういった設備投資に対しての補助があるとありがたい。
- 企業としてしっかりと方向性を示して、投資をしていくことが必要と考えている。働いている従業員が不安にならないよう、戦略的に投資をしていくことは、結果的に従業員のエンゲージメント向上にもつながっている。

- 老朽化等の機会を捉え、カーボンニュートラルコンビナートの実現に向けた高度化・高機能化に資する設備投資等を喚起することが重要
- 約77%の企業が、設備投資を行う際の判断材料として、自治体の支援（補助金）と回答
- カーボンニュートラル関連の設備投資への後押しを希望する意見が見られたほか、従業員のエンゲージメント向上など、設備投資による副次的な効果を期待する意見があった。

川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

4. 川崎臨海部の投資環境に係る課題

本制度策定（令和2年度）当時の課題

- 既存施設・設備の**老朽化**による生産効率の低下
- 市場縮小等に起因する**生産規模の縮小・ラインの一部停止**
- 機能転換・事業効率化等により、**未利用施設・設備が増大**



ここ数年、一部工場において、積極的な設備更新の動きがみられるものの、**依然として、工場における既存施設・設備の老朽化は大きな課題**である。
特に化学工場において国内需要の低迷や国際競争の激化に伴う**生産規模の縮小や一部停止の動きが見られ、低未利用施設・設備の増大を注視する必要がある**。

本制度策定以降、「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」策定や大規模な土地利用転換など、川崎臨海部を取り巻く環境が急速に変化していることを踏まえ、改めて、川崎臨海部の投資環境に係る課題を次のとおり設定する。

（１）経済状況・社会情勢等の変化に対応した産業競争力の強化

川崎臨海部において、経済状況・社会情勢等の変化に対応するため、高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現するとともに、事業開拓、事業適応、事業再編により、新たな事業が次々と開始される操業環境を実現することが求められている。

（２）基幹産業の高度化・高機能化

川崎臨海部は素材産業が集積した日本有数のコンビナートであり、国民生活を支え、国の経済安全保障に資することで、川崎臨海部の持続的な発展につながることから、基幹産業の高度化・高機能化を図る必要がある。

（３）カーボンニュートラルコンビナートの実現

日本のカーボンニュートラル社会の実現をけん引し、カーボンニュートラルに適応した、新たなコンビナートへの転換を図るため、カーボンニュートラルコンビナート構想の3戦略（水素戦略、炭素循環戦略、エネルギー地域最適化戦略）に基づく取組を推進するとともに、水素サプライチェーンの構築に向け、事業者による民間投資を促進する必要がある。

（４）大規模な土地利用転換の早期実現

約400ヘクタールの広大なフィールドにおいて、川崎の次の100年に向けて、川崎臨海部の長期にわたる持続的発展につなげ、市民の生活を支えるとともに、我が国の課題解決に資する効果的な大規模土地利用転換を早期に実現する必要がある。

- 川崎臨海部が、企業や従業者から選ばれ続けるためには、これらの課題の早期解決を図るとともに、本エリアにおける積極的な民間設備投資を誘導していくことが必要である。
- 積極的な民間設備投資により、川崎臨海部の高度化・高機能化が図られ、エリア価値が向上するとともに、産業競争力が強化される。

民間設備投資をより力強く後押しするための「川崎臨海部投資促進制度」が必要である。

川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

5. 「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等」の見直しについて

（１）新たな制度の目的

川崎臨海部に立地する企業の**生産機能の強化や製品の高度化等を図る**とともに、カーボンニュートラルコンビナートの実現、大規模な土地利用転換の早期実現など、**経済状況・社会情勢等の変化に対応する**ために、補助金を交付することにより、市内経済をけん引し、わが国の重要な産業拠点である川崎臨海部の**産業競争力を強化する**ことを目的とする。

（２）新たな制度の方向性

① 「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」について

対象事業の考え方

- 川崎臨海部における既存施設・設備の積極的な更新等を後押しするとともに、土地利用転換を始めとする低未利用施設・設備の早期解消を図る。
- カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等は、現時点において経済合理性が低く、市場も未成熟な事業であることから、2050年に向けて、これらの設備投資等を強く後押しする制度とし、川崎臨海部におけるG Xの早期実現を図る。
- 技術者や研究者などの多様な人材の雇用創出が見込まれる事務所・工場や研究所等への設備投資を促進する。
- 川崎臨海部における民間設備投資等の動向を踏まえ、市場性の高さから、本市補助がなくとも、設備投資がなされる産業は対象外とする。

新たな制度の方向性

川崎臨海部の産業競争力を強化することを目的として、現行制度の対象事業に加えて、川崎臨海部を取り巻く急速な経済状況・社会情勢等の変化に対応するため、現行制度の要件である操業30年以上の製造業に加え、次の2事業を新たに補助の対象とする。

- 新規立地企業や30年未満立地企業による設備投資等
- 「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の推進に資する設備投資等

② 「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」について

次の理由から、本制度は運用効果が乏しいため、令和7年度末をもって廃止とする。

- 令和3年度の制度運用開始以来、活用実績はゼロである。
- 奨励金額は固定資産税及び都市計画税の額（1年分）の相当額で、土地売却企業にとって金銭的なインセンティブは限定的である。

川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

（３）令和８年度以降の制度の主な変更点（案）

	対象事業	投下固定資産額	
現行制度の要件 （継続する）	① ・ 製造業 ・ 操業３０年以上 ・ 温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備投資等であること。	20億円以上	現行制度 ・ 補助率 ３％ （研究所については５％） ・ 補助上限額 ５億円
新たに追加する要件	② ・ 製造業 ・ 操業年数を問わず ・ 温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備投資等であること。	20億円以上	
	③ ・ 川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等であること。 ・ 操業年数を問わず	3億円以上	臨海部におけるGXの 早期実現を図るために、 支援を強化する。

※ 税収効果が期待できる年数と、導入される償却資産の耐用年数を踏まえ、**事業継続期間を10年に変更する。**（現行制度は５年）
 ※ 経済状況・社会情勢等の変化を踏まえて見直すことを念頭に、**制度運用期間は、引き続き５年間**（令和８年度～令和12年度）とする。

川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等について

次の設備投資等を行う場合を補助対象とする。

- 水素、アンモニア、バイオマスを燃料とすることができる発電設備、水素を燃料とすることができるボイラー及び燃焼機器の新設、増設又は更新
- 水素製造設備及びSAF・合成燃料製造設備、燃料電池設備の新設、増設又は更新
- 水素貯蔵所、水素ステーション等、水素及び水素化合物に係る供給設備の新設、増設又は更新
- 廃プラスチックの高度選別に係る施設・設備、ケミカルリサイクル（油化・ガス化）設備の新設、増設及び更新
- 二酸化炭素の回収・貯留・再利用化（CCUS）に係る設備の新設、増設又は更新
- 水素及び二酸化炭素等の配管並びにその附属設備の新設、増設又は更新

（４）制度構築による期待効果

- ５年間の本制度の運用により喚起される民間設備投資額の見込みについての考え方
 これまでの制度運用実績から見込まれる設備投資額は、約750億円であり、これに加えて、新たに追加する対象事業による設備投資額（※参考）が加算されることを見込んでいる。
 ※「日本政策投資銀行 2024年度設備投資計画調査 企業行動に関わる意識調査（大企業）」によると、カーボンニュートラル達成に向けて2030年までに大企業が必要な設備投資の概算額は1社あたり約38億円／年となっている。
- 税収効果の見込みについての考え方
 本市補助金による設備投資に対して、課税開始６年目に税収累計額が補助金額を上回る制度設計を見込む。

川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

6. イノベート川崎ネクストにおけるテナント事業者向けの支援について（案）

（１）テナント事業者向け支援について

① 概要 川崎臨海部の中で戦略的に土地利用を推進する地域において、研究開発拠点の形成に資する研究所等の新設に係る経費に対し、補助金を交付

② 対象地域 キングスカイフロント及び南渡田地区

③ 制度運用期間 令和５年度～令和９年度（５年間）

④ 要件等

	投下固定資産額	施設	補助率	常用雇用者数	補助 限度額
自社活用型	【大企業】 50億円以上 【中小企業】 5億円以上	研究所	12%	【大企業】 50人以上 【中小企業】 10人以上	20億円
		工場・事務所等	9%		
賃貸R&D型	【大企業】 20億円以上 【中小企業】 5億円以上	研究用の共用機器等を有する賃貸研究所	6%		

本制度を活用して新設した賃貸R&D施設に入居するテナント事業者に対する支援を行うことについては、令和4年度の本制度創設時に示しているが、令和9年度の南渡田地区におけるまちびらきに向けて、対象となる賃貸R&D施設の計画が具体化してきたことから、テナント事業者向けの補助制度の運用開始に当たって、その具体的な要件等を設定するものである。

（２）令和４年度に示したテナント事業者に対する支援の考え方

【考え方】

自社立地から賃貸型研究所の新設、さらには賃貸施設への入居事業者（テナント事業者）まで、新産業創出における多様な主体による拠点形成を支援するため、幅広い投資を対象とする。

【令和4年度に提示した制度案の例】

・対象の賃貸R&D施設に入居するテナント事業者においては、入居後５年分の法人市民税（法人税割）相当額を補助

川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

（３）補助金額とする税目について

- ① 収益の高い企業とともに、早期収益化は困難であるが、研究開発に必要な高額設備を導入する企業（例：スタートアップ企業）に対しても支援できる内容とする。
- ② 多様なテナント事業者を補助対象とするため、次の２つの税目を補助金額として設定する。

補助金額とする税目		想定対象者	メリット・デメリット	
A	法人市民税（法人税割）相当額	収益のあるテナント	メリット	- 申告納付のため、速やかに補助金を受け取ることが可能 黒字化に前向きな企業の呼び込みにつながる。
			デメリット	スタートアップ企業など、<u>黒字化していない企業</u>にとってはメリットがない。（大企業の方が制度メリットを受けやすい）
B	固定資産税（償却資産）相当額	償却資産を設置するテナント	メリット	- 企業が大きな設備投資を行う後押しとなる。 - 収益状況に関わらず、償却資産があれば補助を受けられる。
			デメリット	- 既存の償却資産の移設など、<u>すでに経過年数が経っている償却資産が多い場合は、メリットが少ない。</u> - 赤字企業に対しても補助することになるが、補助金交付後に経営状況が悪化し、廃業・当該テナントからの退去等のリスクが高くなり、市として補助に対するリターン（税収等）を十分に獲得できない恐れがある。
C	法人市民税（法人税割）相当額 または 固定資産税（償却資産）相当額		メリット	経営状況によって、企業が支援メニューを選択することが可能。（特にスタートアップ企業）
			デメリット	支援内容を分かりやすく周知することが必要

テナント事業者が、法人市民税（法人税割）相当額または固定資産税（償却資産）相当額のどちらかを選択できることで、より幅広い企業が対象となり、賃貸R&D施設の整備の促進と合わせ、より多様な企業が集積した研究開発拠点の形成につながることを期待できる。

川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

（４）制度概要

- ① 補助内容は、法人市民税（法人税割）相当額または固定資産税（償却資産）相当額のどちらかを選択できることとし、**収益を見込むことができる事業者や積極的な設備投資を行う事業者の入居を促進**する。
- ② 多様な主体による拠点の形成に向け、幅広い事業者にとってインセンティブとなるよう、補助上限額は設定しない。
- ③ 令和９年度の南渡田地区のまちびらきに向け、**テナント事業者の入居を強く後押しするため**、制度運用期間は、令和８年度～令和９年度までの２年間とする。令和１０年度以降の制度については、既に運用を開始しているイノバート川崎ネクスト（制度運用期間：令和５年度～令和９年度）と合わせて、検証を行い、改めて検討することとする。

【要件】

ア	内容	研究開発拠点の形成に資するテナント事業者に対し、入居後５年分の法人市民税（法人税割）相当額または固定資産税（償却資産）相当額を補助金として交付
イ	対象施設	イノバート川崎ネクストを活用して新設した賃貸Ｒ＆Ｄ施設
ウ	対象事業者	研究所として使用することを目的として、対象の賃貸Ｒ＆Ｄ施設と賃貸借契約を結ぶ事業者 ※研究所：機械及び装置又はシステム等の技術開発及び素材や製品の開発を行うための試験研究、分析評価等を行う施設
エ	補助上限額	なし
オ	事業継続期間	１０年間
カ	制度運用期間	令和８年度～令和９年度（２年間） ※令和１０年３月３１日までの交付申請を対象とする。

（５）キングスカイフロントを参考にした南渡田地区の賃貸Ｒ＆Ｄ施設における税収効果（見込み）

- ① 新たな入居事業者による法人税収効果をキングスカイフロントに入居しているテナント事業者の平均課税額から試算する。

ア 法人市民税（法人税割）の平均額 約２４０万円／社
イ 固定資産税（償却資産）の平均額 約３１０万円／社

法人市民税（法人税割）、固定資産税（償却資産）の推計
入居後１０年間で、約７億６００万円

- ② 新たな雇用創出による個人市民税の税収効果をキングスカイフロントのテナント事業者の平均従業員数から試算する。

平均従業員数 １９．５人／社
（※キングスカイフロント立地機関へのアンケートからテナント入居企業を抜粋して集計）

個人市民税の推計
入居後１０年間で、約４億６，２００万円

川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

参考資料 近隣都市における投資促進制度

(1) 千葉県

自治体名	対象事業	条件	補助上限額（又は税制措置）	補助率
千葉県	【新規投資】 大規模投資企業立地（製造業の工場等）	- 投下固定資産額500億円以上 - 事業従事者300人以上	70億円 （不動産取得税及び固定資産税相当額）	—
	【新規投資】 製造業の工場、本社（全業種）、自然科学研究所、流通加工施設	敷地面積1,000㎡ （本社立地は延床面積500㎡）	10億円 （不動産取得税及び固定資産税相当額）	—
	【再投資】 製造業の工場、自然科学研究所	投下固定資産額10億円以上	10億円 （不動産取得税相当額）	—
千葉市	【新規投資】 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設、社員寮	投下固定資産額50億円以上	5億円/年×5～6年間 （固定資産税及び都市計画税相当額）	—
		投下固定資産額1億円以上	1億円/年×3又は5年間 （固定資産税及び都市計画税相当額）	—
	【追加投資】 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設、倉庫、社員寮	投下固定資産額2億円以上	1億円/年×3年間 （固定資産税及び都市計画税相当額）	—
市原市	工場	投下固定資産額5億円以上	50億円 （固定資産税相当額の50%/年×5年）	—
	研究所、社宅	投下固定資産額1億5千万円以上	50億円 （固定資産税相当額の50%/年×5年）	—
	CNに資する成長分野関連施設	投下固定資産額3億円以上	5億円 （固定資産税相当額の70%/年×5年）	—
	CEの実証施設	投下固定資産額3億円以上	5億円 （固定資産税相当額×3年）	—

川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

参考資料 近隣都市における投資促進制度

(1) 千葉県（つづき）

自治体名	対象事業	条件	補助上限額（又は税制措置）	補助率
君津市	【市内に事業所を有しない企業】 製造業、情報通信業、流通加工業、卸売業、 小売業、飲食サービス業、新エネルギー関連 産業等の事業所新設・増設	投下固定資産額1億円以上 （新エネルギー関連産業は3億円以上）	固定資産税、都市計画税、 法人市民税相当額を5年間	—
	【市内に事業所を有する企業】 製造業、情報通信業、流通加工業、卸売業、 小売業、飲食サービス業、新エネルギー関連 産業等が既存の事業所と異なる業種の事業所 を設置		固定資産税、都市計画税 相当額を5年間	—
富津市	【市外から新設】 - 製造業、加工業、電気・ガス・熱供給業 （再生可能エネルギーによるものに限る）、 水産養殖業 - 上記事業に関連する流通、試験、研究等に 係る施設	投下固定資産額1億円以上	固定資産税相当額を3年間	—

川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

参考資料 近隣都市における投資促進制度

（２）神奈川県

自治体名	対象事業	条件	補助上限額（又は税制措置）	補助率
神奈川県	工場、研究所、宿泊施設（旅館、ホテル）、本社機能その他事業所の機能を有する施設	・投下固定資産額 大企業 20 億円以上、中小企業 5,000 万円以上 ・雇用人数 大企業 30 人以上、中小企業 10 人以上	・ 上限5億円	大企業 3 % 中小企業6%
横浜市	【京浜臨海部工業地域、 臨海南部工業地域】 ①研究所、②先端技術工場など	・投下固定資産額 大企業30億円以上、中小企業1億円以上	① 上限額30億円 ② 上限額20億円	① 20% ② 10%
相模原市	製造業、情報通信業、自然科学研究所 ① リーディング産業（ロボット・航空宇宙）、敷地面積30,000㎡以上の土地を新たに取得する企業等 ② 本社と工場等を市外から移転する企業等、初めて市内に工場を立地する企業等 ③ 市内30年以上の操業企業	・投下固定資産額 大企業10億円以上、中小企業1億円以上	① 上限額10億円 ② 上限額10億円 ③ 上限額4億円	① 20% ② 10% ③ 10%
平塚市	製造業（付随する研究所も含む）、情報通信業、自然科学研究所	・投下固定資産額 大企業3億円以上、中小企業5,000万円以上	・ 上限額5億円 ・ 固定資産税・都市計画税相当額の2分の1を7年間（土地の取得がない場合は5年間）	—

川崎臨海部投資促進制度の 見直し等(案)について ご意見をお聞かせください

資料 2

意見募集期間

令和7年11月27日(木)～12月26日(金)

川崎市では、臨海部に長年立地する企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図る事業及び土地利用の整序化等を図る事業を後押しし、川崎臨海部の産業競争力の強化を促進することを目的として、令和3年4月に「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」及び「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」に係る制度を策定し、基幹産業の高度化・高機能化の促進に向けた取組を進めています。また、川崎臨海部の持続的発展に寄与する新産業の創出を促進し、本市のみならず我が国の経済や社会の発展をけん引する新たな戦略拠点を形成することを目的として、令和5年4月に「川崎臨海部研究開発機能強化補助金」に係る制度を策定し、研究開発機能を中心とした戦略拠点形成を促進する取組を進めています。

この度、この間の川崎臨海部を取り巻く経済状況・社会情勢等の変化などを踏まえて、川崎臨海部投資促進制度の見直し等(案)を取りまとめましたので、皆様からのご意見を募集いたします。

見直し等の概要

川崎臨海部産業競争力強化促進補助金

現行制度の対象事業に加えて、操業年数に関わらず、川崎臨海部の事業者等による「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の推進に資する設備投資等などの特定の事業も対象とする。

川崎臨海部土地利用整序化奨励金

令和7年度をもって廃止とする。

川崎臨海部研究開発機能強化補助金

本制度を活用して新設した賃貸R&D施設に入居するテナント事業者に対する支援として、法人市民税(法人税割)又は固定資産税(償却資産)相当額を補助金として交付する。

市民の皆様からの意見を募集します

川崎臨海部投資促進制度の 見直し等(案)について

意見募集期間

令和7年11月27日(木)～12月26日(金)

【郵送の場合】 当日消印有効です。

【持参の場合】 令和7年12月26日(金)午後5時までとします。

閲覧場所及び配布場所

ホームページは
こちらから↓



- 川崎市ホームページ
<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/590/0000181590.html>
- 各区役所(市政資料コーナー)
- かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎復元棟2階)
- 支所・出張所・図書館(本館・分館)、教育文化会館・市民館(本館・分館)
- 臨海部国際戦略本部 事業推進部(川崎市役所本庁舎14階)

意見の提出方法

郵送、持参、FAXあるいはインターネット入力フォーム
のいずれかで提出

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名」、および「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

また、電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

※持参の場合、月～金の午前8時30分から午後5時まで

＜提出先＞ 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市 臨海部国際戦略本部 事業推進部 (本庁舎14階)
FAX:044-200-3540

【お問合せ先】 臨海部国際戦略本部 事業推進部

TEL:044-200-3815 メール:59jigyo@city.kawasaki.jp